

県

新型コロナウイルス感染症に係る三重県特定不妊治療費助成

1回の治療につき上限5万円

対象 次の条件を満たす夫婦

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2～12月のいずれかの期間(1カ月以上)の夫婦の収入の合計額が前年に比べて10%以上減少
- 指定医療機関で治療を受けた
- 治療開始時の妻の年齢が43歳未満(前ページの年齢要件緩和①に該当するものを含む)
- 令和2年4月1日以降に治療を開始し、令和3年3月31日までに治療が終了した など

※申請期限：令和3年3月31日(水)



三重県子ども・福祉部
子育て支援課
☎ 224-2248

市

特定不妊治療費・一般不妊治療費助成

新型コロナウイルス感染症の影響で治療を延期しても助成を受けられるよう年齢要件・申請期限を緩和

- 年齢要件…①43歳になるまで助成対象→44歳になるまで助成対象 ②治療開始時に40歳未満なら43歳になるまでに通算6回助成(40歳以上は3回)→治療開始時に41歳未満なら43歳になるまでに通算6回助成 ※令和3年3月31日までに治療を開始したものに限り

対象 ①令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である夫婦が、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合 ②令和2年3月31日時点の妻の年齢が39歳である夫婦が、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合

- 申請期限…治療終了日から61日以上経過していても令和2年9月30日(水)まで申請可

対象 令和2年2月2日～3月31日に終了した治療で、緊急事態宣言発令に伴い申請期限内に申請できなかったもの



津市健康福祉部
保険医療助成課
☎ 229-3158

市

不育症治療費助成

新型コロナウイルス感染症の影響で治療を延期しても助成を受けられるよう申請期限を緩和し、令和2年9月30日(水)まで申請可

対象 令和2年2月2日～3月31日に終了した治療で、緊急事態宣言発令に伴い申請期限内に申請できなかったもの



国

徴収猶予の特例制度(国税)

相続税・贈与税等の納付を1年間猶予(無担保・延滞税なし)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年に比べておおむね20%以上減少しており、税金を一度に納付することが困難な方



名古屋国税局
猶予相談センター
☎ 0120-380-769

国

徴収猶予の特例制度(県税)

不動産取得税等の納付を1年間猶予(無担保・延滞税なし)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年に比べておおむね20%以上減少しており、税金を一度に納付することが困難な方



三重県津総合県税事務所
納税課
☎ 223-5020

国

徴収猶予の特例制度(市税)

市民税・固定資産税等の納付を1年間猶予(無担保・延滞税なし)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年に比べておおむね20%以上減少しており、税金を一度に納付することが困難な方



津市政策財務部
収税課
☎ 229-3136

国

国民健康保険料等の減免

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の全額または一部を免除

対象 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯、同感染症の影響により主たる生計維持者の減収が見込まれる世帯 ※申請期限：令和3年3月31日(水)



津市健康福祉部
保険医療助成課
(国民健康保険)
☎ 229-3160
(後期高齢者医療)
☎ 229-3285

国

介護保険料の減免

介護保険料の全額または一部を免除

対象 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った方、同感染症の影響により主たる生計維持者の減収が見込まれる方 ※申請期限：令和3年3月31日(水)



津市健康福祉部
介護保険課
☎ 229-3149

給付(もらえる)

支払いの猶予など